

東秩父村総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東秩父村総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の届出)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に自己の氏名及び住所を記入し、担当の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに当たると認められるものは、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他村長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第4条 傍聴席が満席になったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと
- (5) 写真・ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、村長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(非公開となった場合の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が非公開の議決をしたときは、直ちに退場しなければならない。

(村長の指示)

第8条 この要領に定めるもののほか傍聴人は、村長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。